

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、いずれも令和2年5月29日付けで行った各保護変更決定処分（①変更の時期を同年3月1日とする第〇〇号（以下「本件処分1」という。）。②変更の時期を同年4月1日とする第〇〇号（以下「本件処分2」といい本件処分1と併せて「本件各処分」という。）。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

しかしながら、請求人の本件各審査請求の趣旨は、「審査請求の趣旨及び理由」の記載から合理的に解釈すれば、障害年金の収入認定の際に社会保険労務士（以下「社労士」という。）への報酬債務を必要な経費として控除を認めなかったことを違法・不当とするものである。

そうとすれば、請求人は、処分庁が、請求人に対し、障害年金等全額を収入認定したことによる、いずれも令和2年5月28日付けで行った法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分（①変更の時期を同年3月1日とする第〇〇号（以下、便宜上「別件処分1」という。）及び②変更の時期を同年4月1日とす

る第〇〇号（以下、便宜上「別件処分2」といい、別件処分1と併せて「別件各処分」という。））について、それぞれの取消しを求めるものであると解することとなる。

なお、請求人が審査請求書に記載する「同年5月分乃至9月分についての同様の処分」（以下、便宜上「別件各処分に伴う6処分」という。）の各変更の内容は、別件各処分において決定された計算額を前提として、請求人に有益な障害者加算（増額）の認定及び奨学金の償還金相当額の収入認定からの控除に関する処分であるところ、本件各処分及び別件各処分に伴う6処分は、別件各処分にに基づくものであるので、別件各処分の取消しにより取消原因が生じ、変更される関係にあるものである。

そこで、本件各審査請求においては、まず、別件各処分の違法又は不当の検討をした上で、本件各処分の違法又は不当の有無を審議する。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、別件各処分において、処分庁が、障害年金の収入認定に際して、必要な経費として社労士の報酬額を除外認定しなかった部分については、別件各処分が違法又は不当であるとして、本件各処分も違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 埼玉県では社労士の申請代理費用を必要経費として認定する旨の裁決が出されるなど他府県や市区町村レベルで必要経費として認定する事例が増えているにもかかわらず、自治体ごとに経費認定を認めるところ認めないところがあるのは合理的理由のない差別であり、平等原則（憲法14条、生活保護法2条）に違反する。
- (2) 年金受給申請には専門的知識を要し、受給希望者本人が行うことは實際上不可能に近く、受給できたとしても時間と労力を

要するものであって、必要な経費として認められるべきである。生活保護受給前から社労士等に申請を委任していた場合に必要経費控除が認められている運用があると聞いている、受給が早く認められることが保護費削減にもつながる（不経済性）、請求人の申請事例に即して10年以上前に初診した障害による認定申請の困難さ、〇〇区の社会保険労務士に相談した際には半年過ぎても申請に至らず請求人が何度か電話をすることになった経緯や不便と〇〇事務所の社労士〇〇氏（以下「民間の社労士」という。）に令和元年11月15日（令和2年12月14日付け反論書で令和元年11月23日と訂正）に依頼して令和2年2月13日には障害年金の給付決定を得たこととの比較、債務整理を弁護士に委任する際の弁護士費用が必要経費とされることと比較するなどして、処分庁が社労士への依頼の報酬を必要経費としなかった判断は不当である。

- (3) 〇〇区〇〇実施要領第2条においては、調査員の業務は「郵便、出張、同行、電話等により」年金、手当等の受給権調査並びに手続の同行援助に関することとされていることを根拠に、処分庁の資産調査員あるいは、社労士の審査請求人への障害年金受給申請の支援の不十分さ及び不備があったから、福祉事務所の支援により円滑な手続ができたという事実は全くない。
- (4) 資産調査員等の支援の不備及び上記(1)のとおり〇〇県の裁決、〇〇市での認める扱いがされていることに比しても、不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 1 0 月 1 日	諮問
令和 4 年 1 月 2 5 日	審議（第 6 3 回第 4 部会）
令和 4 年 2 月 1 5 日	審議（第 6 4 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・保護の基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、各要保護者について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6

年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとしている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。なお、当該給付について 1 年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 1 2 で除した額（1 円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

ウ 「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実現するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年 8 月 2 2 日付社援保発 0 8 2 2 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発 0 8 2 2 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「年金給付金通知」という。）Ⅱによれば、年金給付金は、次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとしている。

エ 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、年金給付金通知は、地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

#### (4) 収入認定の除外

次官通知第8・3・(2)・ア・(イ)は、年金その他の公の給付の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

### 2 処分の適法性について

#### (1) 別件各処分の適法性について

ア 請求人は、処分庁に、令和2年4月30日に障害年金及び年金給付金の収入申告を行った。

イ これに対して、処分庁は、同年5月28日付けで、変更の時期を同年3月1日とする保護決定変更額として障害年金及び年金給付金の認定による受給額全額104,616円を収入認定し（別件処分1）、また、変更の時期を同年4月1日とする保護決定変更額として同様に各月当たり104,616円を収入認定し（別件処分2）、既払いの生活保護費からの返納額として同年3月分104,616円及び4月分から6月分まで313,848円の返納を求めたものである。

ウ 年金受給額に相当する保護費は原則として全額返還されるべきものであり（上記1・(3)・ウ）、社労士への依頼の報酬については、例えば年金の支給申請時に提出する障害の診断書の取得費用などのように年金受給申請者一般について、受給資格の証明のために必要なものとまではいえないため、上記1・(4)記載の次官通知に定められた年金を得るための必要経費として一般的に認められるものではない。

もっとも、その個別具体的な依頼の必要性、障害年金等の受給と就業による収入等によって自立更生に資することなどからすれば、受給資格の証明のために特段の必要性が認められた場合に、必要な経費として控除が認められる余地があるため、請求人について個別具体的に検討する。

エ 処分庁では、資産調査員に社会保険事務所勤務経験のある社労士が存在することから、処分庁の職員は請求人に対して、当該資産調査員による援助が可能であることを告知し、請求人において、当該資産調査員が障害年金の調査を行い、初診日・初診病院の確認から支援を受けて順次受給資格申請の準備を進めていた状態であった。

そして、請求人が受けていた支援の内容も、調査員が障害年金の確認を完了して、初回面談時に説明した初診日と病院の確認、傷病名の確認と〇〇病院の現在の主治医の診断書の取得と順次進められていたところ、請求人自身が支援を断り、民間の社労士に依頼して申請したものである。

加えて、請求人については、一定の就労能力が認められ、就職活動を行っているものの就労に至っておらず、当該時点において、能力面及び自立更生の観点から特段の民間の社労士への依頼を検討すべき事情は認められない。

オ 以上から、請求人が年金受給申請を行うにあたり、民間の社労士に依頼した報酬については、上記 1・(4)記載の次官通知に定められた交通費等列記された実費あるいは年金受給資格の証明のために必要な経費とは認められない。

したがって、収入認定からの控除対象とはならないとした処分庁の判断に違法・不当は認められない。

## (2) 本件各処分について

処分庁は、令和 2 年 5 月 2 9 日付けで、請求人の同年 3 月分及び 4 月分から 6 月分までの保護費として、障害者加算の認定に伴い各月 1 7, 8 7 0 円を追加支給する保護変更決定を行うこととしたものである（本件各処分）。

そして、上記 4 か月分計 7 1, 4 8 0 円が同年 6 月 3 0 日に請求人口座に振り込まれた。

本件各処分は、違算等の事実もないことから、違法又は不当

な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人においては、他の自治体での取扱い例があると主張して必要な経費としないことは平等原則に反すると主張する。

しかし、社労士への依頼報酬が一般的に必要な経費として認められる根拠は何ら示されていない。そもそも、自治体ごと被保護者ごとに被保護者の生活環境は異なるものであり、年金等の受給申請における社労士による援助の必要性についても被保護者の個別具体的な状況あるいは各自治体の支援制度の有無によって当然異なり得るものである。

したがって、仮に他の自治体において必要な経費と認められる例あるいは裁決例等が存在するとしても、それだけで個別に判断された請求人について必要な経費と認められないことをもって平等原則に反する、あるいは、不当であるとする理由とはならない。

- (2) 請求人は、処分庁の資産調査員においては請求人に同行援助や電話等を行わなかったことは義務違反であって、また、処分庁からの適切な援助があったと評価できないと主張する。

しかし、請求人が指摘する〇〇区〇〇実施要領第2条(1)には、調査員の「業務」として「出張・同行、電話等により」「年金・・・の受給権調査並びに手続きの同行援助に関すること」との記載があり、調査手段としての列記は認められるが、請求人が主張するような同行援助・電話が義務であるとする規定ではない。したがって、当該規定に基づいて義務違反を言う主張も当たらない。

そもそも、上記1・(1)記載の生活保護の補足性・保護基準の定めからは、処分庁において、被保護者の自立助長に繋がる形での援助を行うことには一定の合理性があり、請求人の個別事情としても、請求人は求職活動中であり就労に至っておらず、



奨学金返還の対象は、柔道整復師国家試験対策の技能習得及び同資格取得をめざしていたとのこと、また、短時間労働可能とする主治医による病状報告（なお、傷病名は「痙性斜頸・本態性振戦」、病状は「頸部の異常姿勢・手指頸部の振戦」で下肢について記載はない）に照らして、請求人の主張を検討しても、援助が不十分であるとして、処分庁の資産調査員が提供する無償の支援ではなく民間の社労士へのフルサポート依頼によって生じた報酬を必要な費用とする理由とはならない。

また、処分庁の資産調査員においては、平成31（令和元）年度中、障害年金調査・相談を十数件受け、各々援助内容が異なるものであるとはいえ有意の請求に至っており、請求人が主張するように、支援が不十分であったとの事情も認められない。

(3) なお、処分庁において請求人が支援を断った際に事前に外部の社労士への委託費用が実際必要額とはならない旨説明していたか、請求人において外部への依頼を処分庁に事前に告知していたかについて双方の主張に隔たりがあるものの、いずれであったとしても、請求人の説明するとおり令和元年11月15日に社労士に無料相談したのであれば、遅くともその際に依頼の報酬額見込みについて説明を受けてから正式依頼したものと考えられ、請求人はそれまで処分庁の資産調査員（社会保険事務所勤務経験のある社会保険労務士）の無料の支援を受けていたにもかかわらず、報酬が別途必要である依頼を、事前に処分庁に具体的に相談することもなく、請求人独自の判断で契約したものであることに争いはないため、違法あるいは不当の理由とはなるものでもない。

(4) 別件各処分が、法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記のとおりであり、請求人の各主張には理由がないものといわざるを得ない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当とされる点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美